

STO-Q19-014 R0

新規制基準対応に係る申請の進捗状況

令和元年11月6日

(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

1. 事業変更許可に関する状況





1.1 申請状況*

新規制基準適合に係る核燃料物質加工事業変更許可申請に関する状況は、以下の通りである。

- H26. 4. 18 加工事業変更許可申請
- H28. 11. 22 補正申請
- H29. 2. 27 補正申請
- H29. 4. 5 加工事業変更許可
- H31. 4. 19 工事計画の変更届け

1.2 工事計画*

事業変更許可における工事計画は、下記の通りである。

年 項目	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度 令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
第2加工棟への 工程の集約		▽着工 				
不要設備の撤去		▽着工 				
必要な安全対策 の追加		▽着工 				
固体廃棄物貯蔵 場の増設		▽着工 				

*前回審査会合（令和元年5月16日、核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合（第274回））からの変更は無い。

2. 設工認に関する状況

2.1 申請状況

前回審査会合以降の設工認の申請状況としては、第2次設工認の審査に伴い補正申請を行っており、また第3次設工認の申請を実施した。設工認申請等の経緯を以下に示す。

- H29. 5. 19 第1次設工認申請
(一部補正 (H30. 5. 22, 11. 12, 11. 29, 12. 26))
- H31. 1. 30 第1次設工認認可
- H31. 3. 18 使用前検査申請
- H31. 4. 19 第2次設工認申請
(以上、前回審査会合にて報告済)
- R1. 7. 8 補正申請 (1回目) (耐震計算の評価に関わる記載の適正化等)
- R1. 9. 9 補正申請 (2回目) (添付説明書の追加、保安品質保証計画書の改訂に伴う変更等)
- R1. 10. 18 補正申請 (3回目) (「設工認申請を計画している施設の一覧」の追加等)
- R1. 10. 18 第3次設工認申請

2.2 申請の計画

分割申請の計画は前回審査会合での説明から変更無く、全体を6回に分割する計画である。各回次の申請時期の当社計画を図1に示す。

第1次申請の内容 (設工認認可済み)

- ・ 主要な建物である第2加工棟 (耐震重要度第1類) の耐震補強 (第2加工棟本体及び増設部)
- ・ 大型貯蔵設備の耐震補強及び更新 (酸化ウラン貯蔵棚、C型ペレット貯蔵棚、燃料棒貯蔵棚、集合体貯蔵棚、集合体搬送装置)
- ・ 第1加工棟 (耐震重要度第3類) への廃棄物貯蔵場の新設 (第1-13~15廃棄物貯蔵場)
- ・ 生産設備の耐震補強 (ペレット検査装置、ヘリウムリーク検査器)
- ・ 不要となる設備の撤去 (第1-1階粉末取扱室、第2開発実験室)

第2次申請の内容 (設工認申請済み)

- ・ 第1次申請の工事に先立って工事が必要となる設備 (貯蔵設備の工事に使用する搬送設備) の耐震補強等

第3次申請の内容（設工認申請済み）

- ・第1次申請の工事に先立って工事が必要となる設備（建物の工事に伴い一時的な移設等を行う設備）

第4次申請以降の主要な申請内容

第4次

- ・輸送容器等を貯蔵する建物（第2貯蔵棟（耐震重要度第2類））他の耐震補強
- ・第2貯蔵棟の貯蔵設備の耐震補強
- ・モニタリングポストの更新
- ・生産設備の耐震補強及び新規設置

第5次

- ・竜巻対策（屋外防護フェンス設置等）
- ・放射線管理設備の耐震補強
- ・気体廃棄設備の耐震補強（第2加工棟）
- ・生産設備の耐震補強

第6次

- ・第1加工棟（耐震重要度第3類）他の耐震補強
- ・気体廃棄設備の耐震補強（第1加工棟）
- ・生産設備の耐震補強及び新規設置
- ・不要設備の撤去（第1加工棟内及び搬送路内の設備等）
- ・その他、新規制基準対応に必要な設備（内部溢水防水板、消火設備、通信連絡設備等）

3. 保安規定に関する状況

3.1 申請状況

保安規定の申請状況については、平成26年4月18日付けの加工事業変更許可申請に合わせた変更認可申請及びこれに対する補正申請を行っていたが、本年7月に認可を受けた。保安規定申請の経緯を以下に示す。

H26. 4. 18 保安規定変更認可申請

（一部補正（H30. 12. 19, H31. 4. 19, R1. 5. 27））

R1. 7. 2 保安規定認可

3.2 申請の計画

保安規定変更認可申請の当社計画を図1に示す。設工認及び工事の進捗に応じて、新たに実施可能となる人的対応や、新設の設備に対する管理方法等を、下記の通り複数回の変更認可申請で追加する計画である。なおこの他

に、令和2年4月施行予定の新検査制度に合わせた変更認可申請も計画している。

1 回目変更認可申請（認可済み）

- ・新規制基準対応として必要になる人的対応の追加、新規制基準対応の工事開始から適合性確認までの保安上の措置の追加等

2 回目変更認可申請

- ・改造、更新した貯蔵施設の最大貯蔵能力の反映等

3 回目変更認可申請

- ・新たに実施可能となる人的対応の追加等

4 回目変更認可申請

- ・新設の設備に対する管理方法の追加等

図1 新規制基準適合に係る審査の全体工程^{注1)}(当社計画)

申請	年・月 回次	平成30年 (2018)			平成31/令和元年 (2019)			令和2年 (2020)			令和3年 (2021)			令和4年 (2022)			備考	
		1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9		10-12
設工認 ^{注2)}	第1次																	耐震第1類建物、核燃料物質貯蔵設備、生産設備等
	第2次																	第1次申請の工事(貯蔵設備)に必要な設備
	第3次																	第1次申請の工事(建物)に必要な設備
	第4次																	耐震第2類建物、核燃料物質貯蔵設備、生産設備等
	第5次																	竜巻対策設備、放射線管理設備、生産設備等
	第6次																	耐震第3類他の建物、通信連絡設備、生産設備等
保安規定	-																	設工認及びび工事の進捗に応じて、複数回の変更申請を実施
対策工事	-																	

注1) 設工認及び保安規定の期間は申請から認可までを、対策工事の期間は、工事着手から使用前検査合格までを示す。

注2) 事業変更許可の工事計画中の「固体廃棄物貯蔵場の増設」の1つである、廃棄物貯蔵棟第3棟の新築については、6次申請以降の予定である。